

【参考資料】

北海道滝川市の構造改革特区申請について

滝川市構造改革特区申請の申請内容と政府の対応¹

1. 滝川市の規制改革申請事項等

- ・改革要望事項：既存電力供給事業者への新エネルギー由来電力購入の義務化、購入割合の増
- ・改革要望の具体的内容：既存電力供給事業者への新エネルギー由来電力購入の義務化、購入割合の増加（所管官庁：経済産業省）

2. 8月30日に締め切られた地方公共団体等の構造改革特区について、それぞれの個別規制ごとに関係省庁に対して構造改革特区における対応に関する検討要請事項を構造改革特区推進室から出した。それに対する回答。

経産省による回答（9月25日）

- ・該当法令：電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 5条
- ・滝川市の提案事項に対する経産省の回答

制度の状況： 余剰電力購入メニューとは、分散型電源導入の促進の観点から、各一般電気事業者が太陽光発電等から生ずる余剰電力の購入条件を、各社の需給状況等に応じて予め設定し、これをメニューの形で示しているもの。

分類：(3) 全国的に対応²

対応の内容：電気事業者に一定量以上の新エネルギーを利用して得られる電気の利用を義務づける新法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）を制定済み。（義務履行に係る部分については平成15年4月1日から施行予定）

- ・回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請事項：

貴省の回答における制定済みの新法では、電力購入の義務化を定めていない（電気事業者自らによる目標設定とその遵守のみ）ものと思われる。新法の内容が当該事項について提案を行っている自治体の要望に込えているか、検討の上回答されたい。

経産省による再回答（10月1日）

RPS法は、経済産業大臣が全国の新エネルギー電気の導入目標を定め、これを基礎として一定の算定式により機械的に算定される各電力会社の義務量を、勧告・命令・罰則で担保する義務づけ法であるため、要望事項の前段に込えているものと思われる。

また、どの程度の割合の新エネルギー電気の導入をしなければならないかは、導入目標の設定によるが、合理的な範囲内でできるだけ高い目標を設定するように努めることとしているため、要望事項の後段にも込えているものを思われる。

なお、義務対象としては、自治体の直接の関心であるバイオマス発電も含まれている。

* この再回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請はなし。

¹ 首相官邸構造改革特区推進本部のHPより

² 分類（対応の内容）：(1) 特区として対応（必要となる具体的な手当ての内容、代替措置を講ずることによって可能となる場合の具体的な代替措置の内容、運用で可能とする場合の具体的な対応内容 A）(2) 特区として対応不可（特区として対応が不可能である具体的な理由）(3) 全国的に対応（具体的な対応時期及

3. 構造改革特区推進のためのプログラム策定時点での対応状況（10月11日）

- ・ 対応：分類B（構造改革特区の推進と並行し構造改革特区に限定するのではなく、全国において実施する規制改革事項：原則として平成15年度中までに実施、対応内容が明確）
- ・ 講じられる規制改革事項
 - 既存電力供給事業者への新エネルギー由来電力購入の義務化、購入割合拡大
- ・ 規制改革事項に係わる根拠法令等
 - 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法
- ・ 規制改革の内容
 - 電気事業者に一定量以上の新エネルギーを利用して得られる電気の利用を義務づける。平成15年4月1日から施行予定（所管省庁：経済産業省）

滝川市の新エネ特区についてヒアリング（2002年10月15日）

1. 首相官邸のHPを見る限り、新エネ買取義務化に関する特区申請は全国的に対応することになっている（＝特区申請は受理されていない）。実際、RPS法で、申請内容の電力買取義務化が実現されるわけではない。このようなことに関して、どのように対応しているのか。

経済産業省の回答を追認することにした

現時点で新エネ（具体的にはバイオマス）発電の事業化は進んでいない。今回の申請は、環境共生型田園特区として、総合的な循環型のまちづくりの構想のひとつとして、この電力買取に関する規制緩和を申請したもの。現時点で事業化が進んでいれば、経済産業省にさらに申し入れる必要があるかもしれないが、来年・再来年といったレベルで切羽詰ったものではない。よって、特区申請が受理されなかった場合に具体的に問題等が出てくるわけではない。詳細な事業計画が詰まっていない時点で、強行に進めようとすることはできない。よって、今回は経済産業省の回答、国全体でRPS法によって総体的に進めていくというのを追認することにした。また、事業化が進んでいって、今回の申請に関する特区の受理が必要になってきたら、順次提案していこうと思っている。

2. 電力買取義務化という提案内容は非常に先進的なものだと思うが、どこから着想を得たのか。どのような経緯で、出された提案なのか。

新エネ特区申請の経緯

滝川市として、生ごみをバイオマスの電熱源によって処理する先進的な施設建設を事業化しようとしている。その先進的施設を中心として、新エネルギーの事業参加が活発に滝川市でおこればいいというような概念的な計画を考えていた。滝川市が新エネ特区に指定されて、新エネ事業者などが活動しやすい環境が整えばよいと思っていたが、全国的に進められてしまうのであれば、滝川市独自の規制緩和でなくなるわけで、あまり意味がなくなってしまう。なお、これはリサイクル対策室からあげられてきた計画だということ。